

飯高中学校スクールタクシー運行委託仕様書

1. **業務名** 飯高中学校スクールタクシー運行委託
2. **目的業務** 受託者は、道路運送法第4条の一般旅客自動車運送事業の一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている事業者のタクシー車両により飯高中学校波瀬地区及び宮本地区の生徒の通学に係る運行業務を委託する。
3. **運行期間** 平成28年4月1日～平成29年3月31日
4. **一般事項**
 - (1) 業務実施にあたって受託者は、委託者と十分打ち合わせの上実行するものとする。
 - (2) 業務遂行にあたっては、道路運送法、道路交通法、道路法及びその他関係法令（労働基準法等労務管理を含む）を遵守し、また運行においては、運行に要する許認可等を得て運行するものとする。
 - (3) 業務上知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。
 - (4) 業務実施上、仕様書に明示なくとも業務遂行上当然必要と認められる事項については、受託者の責において処理するものとする。
 - (5) 業務遂行上において疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議し、その指示に従い対処するものとする。
5. **業務内容**
 - (1) **運行業務**
 - ① 運行日（別紙「運行予定表」参照）
 - ※ 運行日は原則、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間で飯高中学校が指定した日。（運行予定日で、運行しなかった日は委託料金に含まないものとする。）
 - ② 運行ルート・運行時刻（別紙「運行図」参照）
 - ※ 定時運行時間以外の早退・一斉下校及び臨時運行については、教育委員会の指示に従うこと。
 - ※ 気象条件により、大雨・台風・雪・道路凍結・道路通行禁止規制・道路決壊・工事等により運行が困難な場合は教育委員会の指示に従うこと。（登校前の決定については午前5時30分とする。）
 - ※ 学校、教育委員会との協議により、運行ルート、運行時刻、停留所の位置が変更となる場合は、対応すること。
 - ③ 運行時刻（別紙「運行時刻表」参照）
 - ④ 受託者は、毎月の運行日、回数及び使用金額を運行月の翌月15日までに市へ報告すること。
 - ⑤ 受託者は、当該路線の運行車両を1台とする。また、車両の運行が不可能な状況になった場合などに備え、予備車を確保し、常に運行できる体制を整えること。
 - ⑥ 受託者は、道路運送法に基づく運行管理者を配置し、運行管理者による運転士の運行前点呼（健康状態・飲酒等の確認）を実施すること。また、運行管理者による定期的な指導（月1回程度）を運転士へ行うこと。
 - ⑦ 受託者は、乗務員台帳を作成し、指導記録簿を保管すること。
 - ⑧ 受託者は、定期的に健康診断及び適正診断を運転士に受診させること。

⑨受託者は、必要に応じて交替の運転士を配置すること。

(2) 車両

①受託者は、国土交通省の認可を受けた生徒6人以上が乗れる車両を選定し、運行を行う。

②運行車両の運行時は、生徒の通学運行車両であることがわかるように、市の指定する表示（磁気シール等）を車体に貼付すること。

③受託者は、運行中の車両と連絡可能な通信機器を設置すること。

④その他安全運行上、必要な機器を設置すること。

⑤受託者は、車両の任意保険に加入すること。任意保険の内容は次のとおりとする。

※対人賠償・・・無制限

対物賠償・・・無制限

搭乗者障害・・・1名3千万円、車両時価

⑥受託者は、事故が発生した場合、事故の交渉・補償等の処理を行うこと。

6. 運行業務に含むもの（費用）

①車両の運転及び運行管理等に関する費用

②車両費用

③車両の点検・修理等の管理及び整備に関する費用

④車両の自動車保険等（任意保険を含む）に関する費用

⑤事故処理及び苦情処理に関する費用

⑥燃料の購入と補給に関する費用

⑦利用状況の調査・報告に関する費用

⑧前号に掲げるもののほか、運行管理において必要な業務に関する費用

7. 委託料の支払い

①委託料は、委託者の定める手続きに従い委託料の支払いを運行月の翌月請求するものとし、市は請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

②年度末（3月）に運行日数を精算し変更契約を行うものとする。